

放置自転車等の移送及び保管について

伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例（平成26年伊丹市条例第12号）第21条第1項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内及び自転車等放置禁止区域外に放置された自転車等の保管について、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

伊丹市長 中田 慎也

記

1 移送した理由

- ・ 自転車等放置禁止区域内に自転車等が放置されていたため。
- ・ 自転車等放置禁止区域外において、当該放置自転車等があることから、良好な生活環境が確保されていないため、当該自転車等の利用者が自ら除去すべき旨の警告札等を取り付ける措置を講じたが、14日を経過してもなお放置されていたため。

2 移送した日、区域及び台数並びに自転車等の種類

別紙のとおり

3 保管場所

伊丹市藤ノ木自転車保管返還所

4 返還時間

午前10時から午後6時30分まで
（ただし、水曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日は返還できません。）

5 返還を受けるための必要事項

- (1) 持参するもの
自転車等の鍵、住所氏名を確認できるもの（身分証明書、学生証、運転免許証、保険証等）、警察署が発行する受理票（警察署に盗難による届出をしている場合）
- (2) 移送費・保管費用
自転車 3,500円
原動機付自転車 7,000円
※ ただし、移送された日より前に警察署に盗難の届出をしている者は免除される場合があります。

6 連絡先

伊丹市市民自治部環境クリーンセンター

電話 072-782-0968

以上

